

# 宗教法人審議会 議事録開示請求について

2025年1月  
小笠原 裕

# 1. 宗教法人審議会とは

---

文部科学大臣の諮問機関として、文部科学省に宗教法人審議会が設置され、宗教法人法によってその権限に属せられた事項について処理し、その事項に限り、意見を述べるすることができます。（宗教法人法第71条第1～3項）

**文部科学省**

諮問

意見

**宗教法人審議会**

## 2. 宗教法人審議会の権限

---

宗教法人審議会の権限は、宗教法人法及び特例法に規定されたものに限ります。

宗教法人の解散命令請求に関する事項は、権限に含まれません。

法律	条文	権限内容
宗教法人法	第十四条第3項	所轄庁が受理した規則を認証することができない旨の決定を行う時。
	第七十七条	宗教法人審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項
	第七十八条の二	質問権に関する事項
	第八十条の二	審査請求に関する事項
特定不法行為等被害者特例法	第十五条	特定不法行為等被害者特例法において、その権限に属させられた事項

### 3. 宗教法人審議会議事録の開示請求

質問権行使、過料通知、解散命令請求に係わる宗教法人審議会の議事録が公開されていません。

これに対して、文化庁に対して開示請求を行いました。結果は、全て不開示決定です。

これに対して、審査請求を行いました。文化庁は却下を決定、2024年4月1日に情報公開・個人情報保護審査会に諮問中で、現在はその審査待ちです。

開催回	開催日	審議内容	開示請求日	非開示通知日	審査請求日
第181回	2022/11/21	宗教法人審議会の議事録を非公開とする内規変更 家庭連合に対する質問権の行使（第1回）	2023/9/8	2023/11/10	2024/1/9
第182回	2022/12/14	家庭連合に対する質問権の行使（第2回）			
第183回	2023/1/18	家庭連合に対する質問権の行使（第3回）			
第184回	2023/2/28	家庭連合に対する質問権の行使（第4回）			
第185回	2023/3/27	宗教法人審議会委員の承認、変更後の内規開示 家庭連合に対する質問権の行使（第5回）			
第186回	2023/5/24	家庭連合に対する質問権の行使（第6回）			
第187回	2023/7/25	家庭連合に対する質問権の行使（第7回）			
第188回	2023/9/6	家庭連合への過料の通知			
第189回	2023/10/12	家庭連合の解散命令請求	2023/11/14	2023/12/18	2024/1/10
第190回	2024/3/7	家庭連合を指定宗教法人に指定する決定	2024/3/7	2024/3/29	

### 3. 文化庁の非開示の理由と審査請求での反論

---

#### ① 審議会の申合せにより非公開とされている

➡ 審議会の議事録は原則公開なのに、第181回で議事録ではなく議事要旨でよいとし、さらに会長の判断で一定期間非開示とできると、「申合せ」を変更している。この変更に関する議事録も非開示とすることはおかしい。

#### ② 具体的な事案が記載されていて法人の自立性・活動を妨げる

➡ 解散命令請求を前提とした質問権は、全体として法人の権利をはく奪する目的であり、自立性・活動を妨げるから、非開示の理由にならない。

#### ③ 委員の率直な意見の交換または意思決定の中立性が不当に損なわれる

➡ 審議内容は、国民の眼で見ることによって、意思決定の中立性が担保されると考えるのが妥当。

#### ④ 質問権の行使について着眼点などを推知させる情報が含まれる。

➡ 質問権は公権力の行使にあたり行政処分だから、むしろ審査基準を定め、公にする必要がある。

## 4. 浜田聡参議院議員の総務委員会での質問と文部科学省の回答

---

浜田聡参議院議員は、2024年3月12日に開催された参議院議員総務委員会にて、この問題について質問しました。

### 【浜田聡議員】

さて、この家庭連合に対しては、昨年十月、文科省による裁判所への解散命令請求が決定され、同月、その請求が地方裁判所に出されました。その後、先月二十二日には、旧統一教会に解散命令を出すかどうか判断するため、裁判所が国と教団側の意見を直接聞く審問の手續が東京地方裁判所で初めて行われたところであると承知しております。

さて、十月の解散命令請求の決定につながった宗教法人審議会のやり取りについて伺いたいと思います。

私は問題だと思うこととして、この議事録が非公開になっていることとございます。宗教団体に対して解散命令を出すというのは信教の自由の観点から非常に重要な問題であると思いますので、公開するのが当然です。既に解散命令が出たので、非公開にする意味というのはなくなったのではないかと考えます。

そこで伺います。

審議会議事録、公開すべきと考えますが、いかがでしょうか。

### 【小林万里子氏】

お答え申し上げます。

宗教法人審議会の議事録につきましては、同審議会の議事等についての申合せにより、会長が必要と認めるときは、審議会に諮った上で、必要な期間、議事要旨の一部又は全部を公開しないことができることとされております。

本件につきましては、仮に解散命令請求が行われた場合は裁判所の判断が確定するまでの期間、一連のプロセスにおいて旧統一教会から文部科学省等に対して訴えが提起された場合はその裁判が最終的に確定するまでの期間などに該当する場合はその間、議事要旨を公開しないことが全会一致で決定されております。

旧統一教会に対しましては、昨年十月に解散命令請求を行い、現在裁判所において審理が行われるところであり、御指摘の審議会の議事要旨につきましては、審議会の申合せ及び取決めに基づいて非公開とさせていただきます。

### 【浜田聡議員】

今の答弁だと、期間限定と認識をしました。

今後公開されるかどうか分かりませんが、隠せば隠すほどその内容に興味を持たれてしまうことは否めないと思います。この審議会では信教の自由をないがしろにされた議論がなされている可能性も指摘されると思います。私としては、最終的には公開すべきであるとお伝えさせていただきます。